

(平成23年5月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年8月から56年6月まで
② 平成2年3月

申立期間①は、A区で国民健康保険の加入手続を行った際に、国民年金にも加入し、保険料を納付していたと思う。国民健康保険の通知書は残っているので調査してほしい。

また、申立期間②は、勤務していた病院を退職してから自分の病院が厚生年金保険の適用事業所となるまで、国民年金保険料を納付していたはずであり、1か月だけ未納となっていることは考えられないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和62年7月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、国民年金に加入して以降、平成3年1月に再度厚生年金保険の被保険者となるまで、申立期間②の1か月を除いて国民年金保険料を納付している。

また、納付日が確認できる期間については、おおむね納期限内に保険料を納付しており、納期限を過ぎた期間については、過年度納付書により保険料を納付している上、申立期間②の前後を通じて住所や職業等、申立人の生活状況に変化は見られないことから、申立期間②の1か月のみ保険料を納付せずに放置したとは考え難い。

一方、申立期間①については、申立人は、「A区で国民健康保険の手続を行った際に国民年金の手続も行ったと思う。」と主張しているが、申立人が所持している昭和54年及び55年の確定申告書控には、社会保険料控除の欄に国民健康保険料の記載が確認できるのみで、国民年金保険料についての記

載が無いほか、A区において国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成2年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和 59 年 8 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 8 月から 60 年 3 月まで
② 平成 2 年 4 月から 5 年 12 月まで
③ 平成 6 年 5 月から 7 年 7 月まで
④ 平成 7 年 9 月から 8 年 6 月まで
⑤ 平成 8 年 10 月

申立期間①については父が手続をし、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間②から申立期間⑤までは、免除期間を含め自分でも保険料を納付していたが、私が納付していない部分については、母がきれいに納めていたと言っている。申立期間について国民年金保険料を納付した期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間①について、その父が国民年金加入手続及び保険料納付を行っていたはずであると主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 60 年 1 月 23 日に A 市において払い出されており、同年 4 月以降、申立人が B 県へ転居する平成元年 3 月まで、厚生年金保険の被保険者であった期間も含めて保険料を納付していたことが確認できる。

また、申立人の保険料を納付していたとする父及び母に未納は無く、納付意識が高かったことがうかがえる上、申立人と同日に国民年金被保険者番号が払い出されている複数の被保険者について、昭和 59 年 4 月の年度当初から保険料が納付済みとなっている者が複数確認できることから、加入手続の際に現年度分の納付書が発行されていたものと推認でき、納付意識の高かった申立人の父が、納付書が発行されながら、申立人の申立期間①の保険料

を納付しなかったとは考え難い。

一方、申立期間②から⑤について、申立人は、免除期間及び未納期間の保険料は、自分でも納付していたが、自身が納付していない部分は母がきれいに納めてくれていたはずであると主張している。

しかし、オンライン記録から、申立期間②（平成5年4月を除く）を含む保険料の免除が申請された平成元年4月から5年12月までの期間のうち、元年4月から2年3月までの期間については、申立人が10年12月3日に追納保険料を納付していることが確認できるものの、残余の保険料免除期間については追納を行った形跡は無い上、前記の追納保険料と同時に8年11月から9年3月までの保険料を納付していることが確認でき、その保険料納付月数は合計17か月であり、これは、申立人が「平成11年1月に父が死亡する前に17か月分程度の保険料を納付した。」とする証言と一致しており、この納付済期間以外に申立期間②の保険料免除期間について納付した事情はうかがえない。

また、申立期間②のうち、平成5年4月については、オンライン記録において、5年6月2日に免除申請が行われたことが確認できるが、当時においては、申請月の前月が免除開始月とされていたことから、同年5月からが保険料の免除期間となったことにより、1か月の未納期間が生じたものと考えられ、保険料の全額免除を申請していた申立人が、同年4月の保険料のみ納付したとは考え難い。

さらに、申立期間③及び④については、オンライン記録から、申立人の国民年金被保険者記録は、平成6年1月21日に被保険者資格を喪失して以降、10年3月24日に申立人の記録が整備されるまで、申立期間当時においては国民年金の未加入期間となっていたことから、申立期間当時に納付書が発行された事情はうかがえない上、申立期間③及び④が国民年金の被保険者期間として記録された10年3月の時点では、8年1月以前は時効により保険料を納付することができない。

加えて、申立期間⑤については、オンライン記録から、当該月の保険料が納付されていたことが確認できるが、納付が行われた平成10年12月3日の時点では、時効により保険料を納付することができない期間であったため、11年3月26日に保険料が還付されていることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年8月から60年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年4月から同年6月まで

申立期間については、母に保険料を預けて地区の納付組織を通じて納めていたのに、未加入期間とされていることに納得がいかない。手元には預り証も残っているので、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間は、昭和59年4月1日付けで資格喪失とされ未加入期間と記録されているが、国民年金被保険者台帳には資格喪失日が記載されていない。

また、社会保険事務所（当時）の国民年金被保険者台帳から、申立人は、20歳（昭和46年*月）に国民年金に加入以降、申立期間の前月の昭和59年3月まで未納は無く、全て現年度納付している上、56年4月から58年3月までの保険料については、全て納付期限内に納付していることが申立人の所持している領収書から確認できる。

さらに、申立人は、「申立期間を含む国民年金の保険料は、地区の集まりの際に集金が行われ、その都度母親に保険料を渡し、保険料が受領されると預り証を渡され、次回の集金時まで保管していた。」と証言しているところ、申立人が保管している預り証は申立期間のものであり、保険料収納の協力員の署名がされており、申立人の申立期間当時の居住地では、納付組織による保険料収納が行われていたことが「A県国民年金のあゆみ」により確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和46年3月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月1日から同年3月20日まで

私は、昭和45年12月1日からC事業所に継続して勤務していたのに、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に勤務していたことは確かなので調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の証言により、申立人が申立期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

申立人が勤務していたA社は、昭和45年2月18日に、D事業所が所在するE県F市を事業所所在地として厚生年金保険の適用事業所（事業所整理記号*）となり、48年7月16日に適用事業所でなくなっている一方、同一名称のA社が、46年3月20日に、C事業所が所在するG県H村を事業所所在地として厚生年金保険の適用事業所（事業所整理記号*）となっている。当時のD事業所における給与担当者及びC事業所における給与担当者は、ともに、「申立期間当時は、A社の本社がE県からG県に移転した時期である。」と証言している。

そして、申立人は、昭和45年12月1日から46年2月1日までは事業所整理記号*のA社（E県）において、同年3月20日から同年6月16日までは事業所整理記号*のA社（G県）において、厚生年金保険被保険者となっているが、勤務先は、最初の厚生年金保険被保険者資格取得日（昭和45年12月1日）から継続してC事業所（G県）に勤務していたと供述している。

一方、申立人が事業所整理記号*のA社（E県）の厚生年金保険被保険者の資格を喪失した昭和 46 年 2 月 1 日直前の時点で当該事業所の厚生年金保険被保険者となっている 62 人（申立人を除く）についてみると、このうち 48 人は、申立人と同様、同年 2 月 1 日から同年 3 月 20 日までの被保険者記録が欠落し、事業所整理記号*のA社（G県）において同年 3 月 20 日資格取得となっており、当該 48 人の欠落した期間における勤務先は、C事業所であったことが、同僚の証言から確認できる。

また、前述した 48 人以外の 14 人は、申立期間も引き続き事業所整理記号*のA社（E県）において厚生年金保険被保険者記録が継続しており、当該 14 人のうち 13 人の勤務先は、D事業所であったことが確認できる（1人は勤務先の確認ができなかった）。

さらに、当時のD事業所における給与担当者は、「当時、A社が所属するIグループは、関連会社の設立やそれに伴う所属替えなどが激しかったので、在籍していた会社の手違いで手続を誤ったのではないか。」と証言している。

加えて、A社では、昭和 49 年にも、同年 9 月 5 日に厚生年金保険の新規適用事業所となったJ社における厚生年金保険被保険者資格取得者について、A社の資格喪失を同日とすべきところ、誤って早期に資格喪失させ、2か月間の欠落期間がある者が、28人認められる。

以上のことを踏まえると、A社においては、事業所整理記号*のA社（E県）の厚生年金保険被保険者のうちC事業所に勤務していた者について、事業所整理記号*のA社（G県）が適用事業所となる昭和 46 年 3 月 20 日を資格喪失日として手続をすべきところ、誤って早期に資格喪失させたものと考えられ、欠落した期間の一か月分の給料のみから厚生年金保険料が控除されていなかったとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、事業主は当時の資料が残っていないため不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和46年3月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月1日から同年3月20日まで

私はCグループ各社を転勤後、昭和45年9月から52年2月までA社に継続して勤務していたのに、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に勤務していたことは確かなので調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D社から提出された社員台帳、雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の証言により、申立人が申立期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

申立人が勤務していたA社は、昭和45年2月18日に、E事業所が所在するF県G市を事業所所在地として厚生年金保険の適用事業所（事業所整理記号*）となり、48年7月16日に適用事業所でなくなっている一方、同一名称のA社が、46年3月20日に、H事業所が所在するI県J村を事業所所在地として厚生年金保険の適用事業所（事業所整理記号*）となっている。当時のE事業所における給与担当者及びH事業所における給与担当者であった申立人は、ともに、「申立期間当時は、A社の本社がF県からI県に移転した時期である。」と証言している。

そして、申立人は、昭和45年12月1日から46年2月1日までは事業所整理記号*のA社（F県）において、同年3月20日から同年6月16日までは事業所整理記号*のA社（I県）において、厚生年金保険被保険者となっているが、勤務先は、最初の厚生年金保険被保険者資格取得日（昭和45年12月1日）から継続してH事業所（I県）に勤務していたと供述

している。

一方、申立人が事業所整理記号*のA社（F県）の厚生年金保険被保険者の資格を喪失した昭和46年2月1日直前の時点で当該事業所の厚生年金保険被保険者となっている62人（申立人を除く）についてみると、このうち48人は、申立人と同様、同年2月1日から同年3月20日までの被保険者記録が欠落し、事業所整理記号*のA社（I県）において同年3月20日資格取得となっており、当該48人の欠落した期間における勤務先は、H事業所であったことが、同僚の証言から確認できる。

また、前述した48人以外の14人は、申立期間も引き続き事業所整理記号*のA社（F県）において厚生年金保険被保険者記録が継続しており、当該14人のうち13人の勤務先は、E事業所であったことが確認できる（1人は勤務先の確認ができなかった。）。

さらに、当時のE事業所における給与担当者は、「当時、A社が所属するCグループは、関連会社の設立やそれに伴う所属替えなどが激しかったので、在籍していた会社の手違いで手続を誤ったのではないか。」と証言している。

加えて、A社では、昭和49年にも、同年9月5日に厚生年金保険の新規適用事業所となったK社における厚生年金保険被保険者資格取得者について、A社の資格喪失を同日とすべきところ、誤って早期に資格喪失させ、2か月間の欠落期間がある者が、28人認められる。

以上のことを踏まえると、A社においては、事業所整理記号*のA社（F県）の厚生年金保険被保険者のうちH事業所に勤務していた者について、事業所整理記号*のA社（I県）が適用事業所となる昭和46年3月20日を資格喪失日として手続をすべきところ、誤って早期に資格喪失させたものと考えられ、欠落した期間の一か月分の給料のみから厚生年金保険料が控除されていなかったとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所（当時）の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、事業主は当時の資料が残っていないため不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和40年3月16日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、2万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月16日から同年4月16日まで

昭和35年2月入社以来、同じグループの会社に勤めていたのに、申立期間だけが被保険者期間とされていないことが分かった。申立期間が被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された申立人に係る人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、A社B工場（現在は、C社）及び同企業グループに継続して勤務し（昭和40年3月16日にA社D支店（現在は、E社）からA社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、F健康保険組合の記録では、申立人が昭和40年3月16日にA社B工場において健康保険の被保険者資格を取得した旨記録されており、事業主は、当時の資格取得時の届出用紙は複写式だったと申述していることから、健康保険組合に提出されたものと同一のものを社会保険事務所に届け出ていたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和40年3月16日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場に係る申立期間前後の社会保険事務所の記録から、2万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準賞与額を平成20年8月1日は60万円、同年12月30日は58万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年8月1日
② 平成20年12月30日

申立期間について、賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、オンラインの記録に賞与の記録が無いことは納得がいかないので、申立期間の賞与の標準報酬記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された申立期間の賞与に係る給料支払明細書等から、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、事業所が提出した給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、平成20年8月1日は60万円、同年12月30日は58万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しておらず、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していなかったことを認めていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から6年3月まで

平成元年4月以降、役場職員による再三の勧めで母が国民年金の加入手続を行い、数か月分の保険料を納付してくれた。その後、納付できない年もあったが、4年のボーナス月及び5年秋に退職金をもらった時に役場窓口でまとめて納付した。申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、母が国民年金への加入手続を行った際、申立期間の初めの数か月分の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人自身は、保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付したとされる母は、「申立人の国民年金保険料を納付した記憶は無い。」としているため、当該期間の保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、母が納付したとする期間以外の国民年金保険料について、平成4年のボーナス月及び退職金が入った5年の秋に自ら役場窓口で納付したと主張しているが、保険料の納付方法及び納付した金額などについては記憶が無いとしており、当該期間についての保険料の具体的な納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（日記、メモ、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 6 月 30 日から 22 年 3 月 31 日まで

私は、A社（現在は、B社）C工場（当時は、D事業所、後にE社C工場（以下両社を含めて「F事業所」という。））に昭和 18 年頃から 22 年 3 月 31 日まで勤務していたので厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、「F事業所から引き続きA社C工場に勤務していた。」と主張しているところ、申立人が氏名を記憶している同僚は、申立人と一緒に勤務した時期があることは証言しているものの、具体的な入退社の時期等の記憶は無く、申立人と一緒に勤務していたのがF事業所なのかA社であるかの特定ができない上、F事業所からA社に引き続き勤務していた複数の同僚には、申立人についての記憶が無く、申立人の勤務期間を特定する証言を得ることはできなかった。

また、F事業所から引き続きA社に勤務していた複数の同僚は、「A社になってからは、朝礼等において讃美歌を合唱していた。」と証言しているが、申立人は、「讃美歌を歌ったことはない。」と申述している上、申立人がA社C工場の工場長として氏名を挙げた者は、A社ではなく、F事業所の工場長であるなど、申立人がF事業所から引き続きA社C工場に勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、B社では、当時の人事記録等の関係資料は保存されておらず、申立人の申立期間における勤務の実態及び保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 7 月 4 日から同年 11 月 20 日まで
② 昭和 36 年 12 月 1 日から 38 年 8 月 5 日まで
③ 昭和 38 年 9 月 20 日から 39 年 4 月 9 日まで

昭和 36 年に一度、脱退手当金をもらったことがあるが、それ以降の厚生年金加入期間については、脱退手当金をもらった記憶は無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者記録は、申立期間①、②及び③のいずれにおいても、申立期間①の時点で払い出された同一の被保険者記号番号で管理されている上、脱退手当金が支給された資格期間、支給金額に計算上の誤りも無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間③の後に脱退手当金が未請求となっている別の事業所の厚生年金保険被保険者期間があるが、当該被保険者期間は2か月と短期間な上、申立期間①、②及び③の被保険者期間とは別番号であり、社会保険事務所(当時)の管轄も異なることから、当時、請求者からの申出が無い限り、全ての被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはうかがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかにも脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 10 月 1 日から 6 年 12 月 1 日まで

私の平成 5 年 6 月・7 月分の給与については、産休・欠勤控除により報酬支払基礎日数が 20 日未満である。よって同年 5 月分のみで算定基礎届の算定が行われるのが正しいことになるので、同年 10 月から 6 年 11 月までの標準報酬月額は 18 万円ではなく 20 万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年 4 月 1 日から A 社に勤務し、厚生年金保険に加入しており、オンライン記録から、申立人の標準報酬月額は、申立期間前の平成 4 年 10 月の定時決定においては 19 万円、申立期間となる 5 年 10 月の定時決定においては 18 万円と記録されている。

申立人は、「算定の基礎となる 3 か月のいずれの月の出勤が 20 日未満となっている場合は、20 日以上月から算定した標準報酬月額が適用されるのではないか。」と主張しているが、A 社が提出した申立人に係る「給与明細」上の厚生年金保険料控除額を基に算定した標準報酬月額（18 万円）は、オンライン記録上の申立人に係る標準報酬月額と一致している。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。